☆☆　新型コロナウイルス感染症ニュース　第 103 号　2022.1.24　☆☆

比較的暖かい“大寒”ですが、週末の寒波が心配です。仙台市でも新型コロナ感染症患者さんの増加に対策が必要です。

安藤会長より会員の皆様へ

1　先週のアンケートにつきましては突然の無理なお願いにも関わらず、ほとんどの医療機関からご回答をいただき、誠にありがとうございました。7 割の医療機関に武田/モデルナ社ワクチンをご使用いただけるとの結果に、正直に涙が出そうな思いがいたしました。

県からのワクチン供給については改めて協議中です。状況が好転するよう県への働きかけを続けます。

2　オミクロン株による感染急拡大により、県内の感染対策基本ルールが変更される予定です。宿泊療養施設や入院病床の機能確保のためにリスクの少ない若年感染者は基本的に自宅療養で経過をみていくことになります。陽性診断を行った医療機関におかれましては、その後の経過観察を何卒よろしくお願いいたします。保健所や他院から検査・診療の依頼がありました際も可及的にご対応いただければ幸いです。オミクロン株は重症化率が低いと認識されていますが感染力は別格です。コロナ対応されている先生方におかれましては、ぜひご自身やスタッフの感染防御に一層のご留意をお願いいたします。

（安藤健二郎）

オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について（通知）（R4.1.21）

1 月 21 日に**宮城県より診療・検査医療機関宛にメールで送信**された通知です。添付されていた厚生労働省から**自治体への事務連絡（「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」(R3.12.28)）**の求めに応じて、宮城県ホームページにおける診療・検査医療機関の公表項目の拡大・拡充に対する意向調査です。

宮城県のホームページ（https:www.pref.miyagi.jp/documents/651/siteiitiran1221.pdf）には現在「医療機関名のみ」公表されておりますが、**今後「医療機関名、住所、電話番号、診療・検査区分、対象者」が公開の対象**になるとの趣旨です。公表内容について前記厚労省通知には、公表を求めつつもその際に「かかりつけ患者への検査に限っている等の事情」などの事項をホームページに追記することも可能であるとされております。

今回の調査回答で**公表を辞退すると「院内トリアージ実施料に係る特例加算」の要件を満たさなくなります**（算定できなくなります）が、**診療・検査医療機関の指定を外れることはありません**（※今回の宮城県による意向調査はあくまでも現状での“意向”の調査で、電話診療等による患者さんのフォロー等についての方針を検討するための参考とするために尋ねられたものです。診療・検査医療機関としての公表（院内トリアージ実施料の特例加算）と自宅療養者への対応に係る公表は別件であり、自宅療養者への対応に係る公表が不可の場合でも、診療・検査医療機関としての公表を行う場合には、院内トリアージ実施料を算定可能です。自宅療養者への対応に係る公表については検討段階とのことです)。

仙台市の宿泊療養、在宅療養患者さんのフォロー

前記、厚生労働省からの事務連絡では「自宅療養者への迅速なパルスオキシメーターの配布」「HER-SYS を用いた感染症発生届の提出」「My HER-SYS 通知ボタンの押下」「今後の感染拡大の際に診療・検査医療機関は、**自ら陽性を診断した自宅療養者について、引き続き健康観察・診療を実施する**こと」「**経口抗ウイルス薬が陽性判明の当日、翌日に投与可能な体制確保**」が求められていますが、今のところ**仙台市においては届け出方法**

（FAX 利用も可）、保健所による患者さんの健康把握、宿泊療養施設・在宅療養の管理について変更通知はありません。

※　参考；My HER-SYS（https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000827917.pdf）は、在宅等療養患者さんがスマートフォンを利用して「体温」「酸素飽和度」「症状など」を入力すると、保健所や医療機関で閲覧できるシステムです。

仙台市の**宿泊療養施設における当番医の役割は必要と判断した方を医療機関への受診や転院搬送の指示をする事**です。持参薬や市販薬の投与の助言を行いますが新規の薬剤（ラゲブリオ®等を含む）の処方はできません。在宅療養患者さんの健康観察は保健所が担っておりますが、新聞報道にもあったように在宅療養中の患者さんに対する看護師等の訪問観察が 1 月 16 日から開始され、**電話相談を受ける医師が医師会から出務**しております。やはり**担当医師の役割は、病院受診や準備された市販薬の投与について助言**をすることで、新規薬剤の処方は求められておりません。

電話診療等による患者さんのフォローや、薬剤追加処方は、**対応可能な一部の医療機関で自主的**に行なっていただいております。

宿泊療養施設数は増加し在宅療養患者さんも増加傾向にあります。健康観察、相談に必要とされる担当医の数も増加しており、特に以前にご協力をお願いした会員の方などにも再度お願いをしております。**ぜひ多くの方のご協力**をお願いいたします。

ワクチン供給不足、再分配意向調査について

1 月 20 日の号外ニュース、仙台市からのアンケート調査で、新型コロナウイルスワクチンの **2 月前半の供給が大幅に不足**することをお伝えいたしました。緊急のアンケート調査にもかかわらず、約 500 の医療機関からご回答をいただきました。

ファイザー社製ワクチンだけでなく、**モデルナ社製ワクチンも接種可能**とご回答いただいた医療機関が以前の 30%弱から **70%弱に増加**し、**モデルナ社製ワクチンも移送量に減数調整が必要**となりました。そのため主にモデルナ社製ワクチンの追加供給について宮城県と仙台市で再協議がなされましたがすぐに追加されることは困難とのことでした。移送量の決定通知書は本日、バイタルネットから各医療機関へ FAX 送信されたことと思います。必要数に対して、急な減数通知で大変なご迷惑をおかけすることになり申し訳ございません。**ワクチンの有効利用をご検討**いただきつつ、少しでも多くの市民の方に、早期のワクチン接種ができるようご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について(R4.1.18)

事務連絡の改正通知について、日本医師会より情報提供です。「オミクロン株の流行状況に応じた対応について」が追記され、感染急拡大時の対応を行う自治体においては、**L452R 変異株 PCR 検査の陰性率が 70%以上となったことを目安**として、下記対応等が可能となっております。

- 陽性検体の全数検査から **5～10%程度の L452R 変異株 PCR 検査やゲノム解析**を実施する。
- 検査陽性者（無症状も含む）を、**原則オミクロン株の患者として扱う**。
- 退院基準・療養解除基準はワクチン接種にかかわらず、従来の基準に基づき対応する。
- 検査陽性者の**濃厚接触者を、オミクロン株の濃厚接触者として取扱い**、待機期間は、**最終曝露日から 10 日間**とするが、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者に限り、10 日を待たずに無症状、核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）による陰性が確認された場合、待機を解除できる。
- 管理する医療機関において、検査管理者の研修の受講等の確認書が必要。

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について(R4.1.18 一部改正)

R3.8.13 付けの同通知の一部改正です。同通知で「新型コロナ**ワクチンの 2 回目接種後 14 日以上経過**」している「**代替が困難な医療従事者**」が「**濃厚接触者**」となった場合、「**無症状で毎日業務前に核酸検出検査または抗原定量検査（やむを得ない場合は抗原定性検査）**を行い陰性が確認」された場合に「できるだけ**公共交通機関の利用は避け**」て「**感染予防策を継続**」しつつ業務が可能とされています。検査期間は**オミクロン株の濃厚接触者の場合最終暴露日から 10 日間**となります。

ニュース部、ワクチン担当チームより　(103 号担当　福壽岳雄)

ワクチン接種とともに感染症患者さんへの対策も求められます。抗原検査キットの不足も報道されておりますが、仙台市民の命と健康、自院スタッフの健康を守るため今できることのご協力をお願いいたします。

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX：022-267-5193　　メール：sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp